東京医科歯科大学全学共通科目履修規則

（平成１６年４月１日
規則第２１７号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成１６年規程第４号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（授業科目の編成）

第２条　全学共通科目における授業科目は、次の４系をもって編成する。

自由教育講義系
自由教育実習系
自由教育セミナー系
基礎教育系

（授業科目及び単位数）

第３条　前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表１に定めるとおりとする。

２　前項の授業科目及び修得すべき単位数等は、教養部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

（１単位当たりの授業時間）

第４条　学則第３６条に定める１単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、１５時間から３０時間
(2) 実験及び実習については、３０時間から４５時間

２　前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

(1) 学習目標を十分に満たすこと
(2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

（履修届）

第５条　学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

（定期試験）

第６条　履修した授業科目については、試験を行う。

２　前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目又は試験を行うことが困難な授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、試験によらず、指定した課題についての報告等をもって試験に代えることができる。

３　第１項の試験については、別に定める。

４　試験に合格したときは、所定の単位を与える。

（学習の評価）

第７条　履修した授業科目の成績については、別表２により学習の評価を行う。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項に該当する授業科目のうち、第１項により難い場合の学習の評価は、別表３により行う。
３　第１項及び第２項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。
４　教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

（再履修）
第８条　前条により、「不可」又は「不合格」の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

（懲戒）
第９条　教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第５８条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては別に定める。

（進級要件）
第１０条　別表１（１）に定める単位をすべて修得しなければ、第２学年に進級することができない。
２　別表１（２）に定める単位をすべて修得しなければ、第３学年に進級することができない。
３　医学部保健衛生学科看護学専攻を除き、別表１（３）に定める単位をすべて修得しなければ、第４学年に進級することができない。
４　医学部保健衛生学科看護学専攻においては、別表１（４）に定める単位をすべて修得しなければ、卒業することはできない。
５　医学部医学科及び歯学部歯学科においては、別表１（５）に定める単位をすべて修得しなければ、第６学年に進級することができない。
６　全学共通科目の単位の認定については、教養部教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。
７　教養部長は、前項の認定の結果について各学部長に通知する。
８　２年以内に、別表１（１）に定める単位をすべて修得することができない学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第３３条第１項第１号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。
９　前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
１０　第８項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、教養部長が再審議の必要性があると判断したときは、教養部長は、教務委員会等に再度審議を行わせるものとする。

（歯学部口腔保健学科編入学生の履修）
第１１条　学則第１８条及び第１８条の２に定める歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

（補則）
第１２条　この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修に関する必要な事項は、教養部教授会が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成１６年３月３１日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成１８年３月３１日規則第１０号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
２　平成１８年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）および平成１８年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２０年３月31日規則第８号）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
２　平成２０年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２０年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月１９日規則第１１号）

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
２　平成２１年３月３１日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２１年４月１日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２２年３月３０日規則第４０号）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　平成２２年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２２年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表１、別表２及び別表３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２３年３月４日規則第１４号）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２３年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２３年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２８年２月２５日規則第３号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２８年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２８年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２８年３月４日規則第１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第７２号）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２８年３月３１日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	Ａ＋
優	Ａ

良	B
可	C
不可	D

附　則（平成２９年３月３１日規則第５３号）

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。）及び平成２９年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成３０年５月１日規則第３１号）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１０月２３日規則第１０８号）

この規則は、令和元年１０月２３日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年３月３１日規則第１３８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第５２号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。）及び令和３年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和３年６月２５日規則第１４２号）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。）及び令和４年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和４年１０月１１日規則第１３１号）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者という。）及び令和５年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年４月４日規則第３７号）

１　この規則は、令和６年４月４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

２　令和６年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和６年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

（1）第 1 学年

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="4">授 業 科 目</th><th colspan="6">修 得 す べ き 単 位 数</th><th rowspan="4">備考</th></tr>
<tr><th colspan="3">医 学 部</th><th colspan="3">歯 学 部</th></tr>
<tr><th rowspan="2">医学科</th><th colspan="2">保健衛生学科</th><th rowspan="2">歯学科</th><th colspan="2">口腔保健学科</th></tr>
<tr><th>看護学専攻</th><th>検査技術学専攻</th><th>口腔保健衛生学専攻</th><th>口腔保健工学専攻</th></tr>
<tr><td rowspan="22">自由教育講義系</td><td rowspan="20">人文科学・社会科学</td><td>人文社会科学概論</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">必修科目</td></tr>
<tr><td>国際地域文化入門</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>哲学</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">6
（注 2）</td><td rowspan="20">選択科目

1科目2単位

3科目以上を選択</td></tr>
<tr><td>倫理学</td></tr>
<tr><td>心理学</td></tr>
<tr><td>宗教学</td></tr>
<tr><td>芸術</td></tr>
<tr><td>歴史学</td></tr>
<tr><td>民俗学</td></tr>
<tr><td>科学史</td></tr>
<tr><td>文学</td></tr>
<tr><td>法学</td></tr>
<tr><td>政治学</td></tr>
<tr><td>経済学</td></tr>
<tr><td>社会学</td></tr>
<tr><td>社会心理学</td></tr>
<tr><td>社会思想史</td></tr>
<tr><td>文化人類学</td></tr>
<tr><td>Japanese Culture and Society</td></tr>
<tr><td>グローバル教養科目（注 1）</td></tr>
<tr><td>人文社会科学特論（注 1）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フィジカルウェルビーイング</td><td>フィジカルウェルビーイング</td></tr>
<tr><td>フィットネスマネジメント</td></tr>
</table>

	外国語	ドイツ語Ⅰ							
		ドイツ語Ⅱ							
		フランス語Ⅰ							
		フランス語Ⅱ							
		中国語Ⅰ							
		中国語Ⅱ							
		スペイン語Ⅰ							
		スペイン語Ⅱ							
		日本語Ⅰ（注 5）							
		日本語Ⅱ（注 5）							
		英語Ⅰ	6	6	6	6	6	6	必修科目
	自然科学	物理学入門	1（注 3）		1（注 3）	1（注 3）			選択科目
		生物学入門							
		化学入門							
		数学Ⅰ	1		1	1			必修科目
		物理学Ⅰ	1		1	1			
		数学Ⅱ	1（注 4）			1（注 4）			医学科・歯学科は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。
		物理学Ⅱ			1				
		統計学		1	1		1	1	必修科目
		化学	2		2	2			
		化学基礎		1			1	1	
		生物学	2		2	2			
		生物学基礎		2			2	2	
		サイエンス PBL 入門	1.5			1.5			

自由教育実習系		科学基礎実験		1	1		1	1	必修科目
		自然科学実験	2			2			
自由教育セミナー系	共通領域	教養選択科目（注 1）	1	1	1	1	1	1	必修科目
		教養基礎セミナー	2	2	2	2	2	2	
基礎教育系		グローバル教養総合講座	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
		情報科学		1	1		1	1	
		情報処理	1			1			
第1学年　小計			33	26.5	31.5	33	26.5	26.5	

（注）

1　詳細は、全学共通科目教育要項に定める。

2　3科目（6単位）のうち、人文科学・社会科学科目から1科目（2単位）以上、外国語科目から1科目（2単位）以上を選択する。

3　医学部医学科、保健衛生学科検査技術学専攻及び歯学部歯学科の学生については物理学入門、生物学入門、化学入門のうちから 1 科目（1 単位）を選択する。

4　医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については数学Ⅱ、物理学Ⅱのうちから1科目（1単位）を選択する。

5 外国人留学生のみ履修できる。

（2）第 2 学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
自由教育セミナー系	共通領域	教養セミナーⅠ	1	1	1	1	1	1	必修科目

第2学年　小計			1	1	1	1	1	1	

(3)第 3 学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
自由教育セミナー系	共通領域	教養セミナーⅡ	1		1	1	1	1	必修科目
第3学年　小計			1		1	1	1	1	

(4)第 4 学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
自由教育セミナー系	共通領域	教養セミナーⅡ		1					必修科目
第4学年　合計				1					
全学共通科目　合計			35	28.5	33.5	35	28.5	28.5	

(5)第 5 学年

授業科目			修得すべき単位数		備考
			医学部	歯学部	
			医学科	歯学科	
自由教育セミナー系	共通領域	教養セミナーⅢ	1	1	必修科目
第 5 学年　合計			1	1	

全学共通科目　合計	36	36	

(6)自由科目

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
自由教育セミナー系	共通領域	教養自由セミナーⅠ	1	1	1	1	1	1	第4学年で履修する。ただし、看護学専攻は第3学年で履修する。
		教養自由セミナーⅡ	1			1			第6学年で履修する。
合計			2	1	1	2	1	1	

別表2

摘要	評価基準	評価	単位認定
第 7 条第 1 項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	90～100	合格
	当該科目の到達目標を全て達成した	80～89	
	当該科目の到達目標を概ね達成した	70～79	
	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	60～69	
	当該科目の到達目標を達成していない	0～59	不合格

別表3

摘要	評価基準	評価	単位認定
第 7 条第 2 項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
	当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格